

統計資料（一覧）

- 【 1 - 1 】 控訴申立人員及び控訴率（地裁）
- 【 1 - 2 】 控訴審における終局人員の控訴理由別内訳
- 【 1 - 3 】 控訴審における終局人員の終局区分
- 【 1 - 4 】 控訴審における破棄理由別人員

控訴申立人員及び控訴率(地裁)

区分 年次	通常第一審事件全体			法定合議事件			法定刑に死刑または 無期懲役を含む事件		
	判決人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)
平成11年	60,792	6,432	10.6	4,163	1,142	27.4	2,072	597	28.8
12	67,033	7,685	11.5	4,421	1,303	29.5	2,283	747	32.7
13	70,122	8,293	11.8	4,477	1,390	31.0	2,370	828	34.9

(注) 1 最高裁判所の資料による。

2 実人員である。

3 判決人員は有罪人員と無罪人員の合計である。

控訴審における終局人員の控訴理由別内訳

事件種別	区分 年次	終局人員	被告人側							検察官側						
			控訴申立人総数	刑訴法377条・378条	訴訟手続の法令違反(379条)法令適用の誤り(380条)	量刑不当(381条)	事実の誤認(382条)	判決後の情状(393条2項)	その他	控訴申立人総数	刑訴法377条378条	訴訟手続の法令違反(379条)法令適用の誤り(380条)	量刑不当(381条)	事実の誤認(382条)	判決後の情状(393条2項)	その他
控訴審事件全体	平成11年	6,049	5,934	(1.6) 96	(9.2) 548	(73.3) 4,347	(25.2) 1,495	(3.4) 199	(0.1) 8	143	-	(13.3) 19	(67.1) 96	(20.3) 29	-	(3.5) 5
	12	7,186	7,047	(1.3) 90	(7.0) 495	(73.1) 5,148	(23.8) 1,676	(2.6) 185	(0.1) 4	172	(1.2) 2	(20.3) 35	(62.8) 108	(22.7) 39	-	(0.6) 1
	13	7,629	7,453	(1.1) 80	(8.3) 616	(73.2) 5,455	(24.0) 1,792	(2.9) 216	(0.1) 4	230	(0.9) 2	(27.0) 62	(63.5) 146	(24.3) 56	-	-
地裁が第一審の事件	平成11年	5,486	5,387	(1.5) 81	(9.2) 496	(74.0) 3,988	(25.4) 1,367	(3.5) 188	(0.1) 8	127	-	(12.6) 16	(68.5) 87	(21.3) 27	-	(3.1) 4
	12	6,619	6,496	(1.2) 81	(7.0) 453	(73.6) 4,784	(23.7) 1,542	(2.7) 174	(0.1) 4	153	(1.3) 2	(18.3) 28	(64.1) 98	(22.9) 35	-	(0.7) 1
	13	7,027	6,869	(0.9) 61	(8.0) 548	(74.2) 5,097	(23.5) 1,615	(3.0) 205	(0.0) 3	210	(1.0) 2	(27.1) 57	(64.8) 136	(24.8) 52	-	-

- (注) 1 最高裁判所の資料による。
 2 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
 3 「その他」は刑の廃止・変更、大赦等である。
 4 控訴趣意書提出前取下げ等で理由の判明しなかった場合は掲げていない。ただし、控訴申立人総数には計上した。
 5 ()内は各控訴申立総人員に対する%である。

控訴審における終局人員の終局区分

事件 種別	区分 年次	終局人員	控訴棄却		破 棄		公訴棄却 の 決 定	取下げ	移送・ 回 付
			判 決	決 定	自 判	差戻し ・移送			
控訴 審 事 件 全 体	平成11年	(100.0) 6,049	(67.1) 4,061	(0.1) 8	(14.6) 881	(0.1) 6	(0.4) 26	(17.6) 1,067	-
	12	(100.0) 7,186	(65.9) 4,737	(0.1) 10	(14.0) 1,004	(0.0) 3	(0.4) 31	(19.5) 1,401	-
	13	(100.0) 7,629	(64.3) 4,906	(0.1) 8	(15.6) 1,187	(0.1) 7	(0.2) 16	(19.7) 1,505	-
地裁が 第一 審の 事件	平成11年	(100.0) 5,486	(67.0) 3,673	(0.1) 4	(15.0) 822	(0.1) 3	(0.4) 21	(17.6) 963	-
	12	(100.0) 6,619	(65.9) 4,362	(0.1) 7	(14.2) 937	(0.0) 3	(0.4) 28	(19.4) 1,282	-
	13	(100.0) 7,027	(63.9) 4,493	(0.1) 6	(15.9) 1,120	(0.1) 5	(0.2) 13	(19.8) 1,390	-

(注) 最高裁判所の資料による。なお、()内は%である。

控訴審における破棄理由別人員

事件種別	区分 年次	終局人員	破棄人員	破 棄 理 由					
				刑 訴 法 377条 ・ 378条	訴訟手続 の法令違 反 (379条) 法令適用 の誤り (380条)	量刑不当 (381条)	事 実 の 誤 認 (382条)	判決後の 情 状 (393条 2項)	そ の 他
控訴審事件全体	平成11年	6,049	887	(0.9) 8	(6.0) 53	(26.8) 238	(8.3) 74	(60.4) 536	-
	12	7,186	1,007	(1.4) 14	(6.6) 66	(20.2) 203	(8.0) 81	(66.2) 667	-
	13	7,629	1,194	(1.3) 16	(8.0) 95	(22.1) 264	(7.8) 93	(63.5) 758	-
地裁が第一審の事件	平成11年	5,486	825	(0.7) 6	(5.1) 42	(26.7) 220	(8.4) 69	(61.6) 508	-
	12	6,619	940	(1.5) 14	(6.4) 60	(19.9) 187	(7.8) 73	(66.7) 627	-
	13	7,027	1,125	(1.2) 14	(7.6) 86	(21.7) 244	(7.3) 82	(64.8) 729	-

(注) 1 最高裁判所の資料による。

2 破棄理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

3 ()内は破棄人員に対する%である。